

令和6年能登半島地震の対応について

(1月15日17時00分現在)

1 地震発生状況

- (1) 発生日時 令和6年1月1日(月)16時10分
- (2) 震源地 石川県能登地方
- (3) 発生規模 マグニチュード7.6
- (4) 最大震度 一の宮(5強)、能生(5強)、青海(5弱)、大野 美山公園(5弱)

2 津波警報等発表状況

- 1月1日(月) 16:12 津波警報発表(津波到達中、推測3m)
- 1月2日(火) 1:15 津波注意報へ切り替え
- 10:00 津波注意報解除

3 被害状況

- (1) 人的被害 軽症:男2人、女2人 計4人
- (2) 建物等被害 ※調査中

① 住家

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	計
—	—	—	—	9	439	448

※主な内容:屋根瓦の落下、内外壁の破損、躯体(基礎・柱)の傾きなど

② 敷地

主な内容:造成ブロック損傷・変形、塀垣ブロック損傷、敷地・駐車場の損傷等

4 電気・水道等の状況

電 気:被害なし

ガ ス:宅内のマイコンメーターによるガス遮断及びガス漏れ ⇒対応済

水 道:5地区(中央、南寺町、鬼舞、鬼伏、徳合)46戸で断水 ⇒1/2復旧済

下水道:管路、浄化槽の一部に被害 ⇒対応済

5 被災者対応

- (1) 地震関係相談窓口の開設

- ・設置期間 令和6年1月4日(木)14時30分から当面の間
- ・開設時間 8時30分から17時15分まで
- ・開設場所 市役所203・204会議室

※被災した市民からの被災状況の聞き取り、罹災証明発行等についての相談

(2) 被害家屋認定調査

- ・ 1月5日（金）から開始 ※調査中
- ・ 調査済み件数 448件

(3) 罹災証明書の申請受付・発行

- ・ 1月10日（水）から申請受付・発行
- ・ 会場 市役所市民ホール、能生・青海事務所
- ・ 発行済件数 265件

(4) 応急危険度判定

- ・ 1月6日（土）から1月10日（水）まで
- ・ 調査対象 167棟 153世帯
- ・ 対象地区 京ヶ峰地区

○判定結果

種別	建築物				宅地			
	調査済 (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)	計 (棟数)	調査済 (青)	要注意 (黄)	危険 (赤)	計 (棟数)
件数	102	63	2	167	84	7	76	167

(5) 被災家屋への応急措置

屋根等に被害を受けた住家において、雨水の侵入等の応急措置

① ブルーシート（備蓄品）の配布

配布世帯数：215世帯

（配布枚数 市備蓄品：153枚、新潟県建設業協会糸魚川支部：90枚）

② 被災した住家へのブルーシート等による応急措置に対する負担

ア 応急修繕の内容

- ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・ 損傷を受けた住宅の外壁や板ガラスへのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の進入防御

イ 費用負担

1世帯あたり5万円を上限に市が負担（5万円を超える分については、個人負担）

ウ 件数

- ・ 市で取りまとめ建設業協会へ依頼した件数 87件
- ・ 市民が直接業者に依頼した件数 ※調査中

③ 被災住家の応急修理

日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象

準半壊以上の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

イ 応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急

修理を行う必要がある部分

ウ 限度額

住家被害		大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
費用の 限度額	国制度(※)	70.6万円	70.6万円	70.6万円	34.3万円
	県制度	100万円	50万円	50万円	30万円
	市制度	100万円	50万円	50万円	30万円
	計	270.6万円	170.6万円	170.6万円	94.3万円

※災害救助法に基づく国制度に対し、県が独自助成、市も県と同額を助成

※限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担

※国制度は、自らの資力で応急修理ができない世帯が対象

エ 期間 1月17日(水)から受付開始

④ 被災住宅敷地復旧補助金(市単独)

ア 対象物 住宅敷地内の造成ブロック及び屋外舗装等

イ 対象者 住宅敷地の所有者または管理者で復旧工事を行うもの

ウ 対象経費 対象物の補修及び補強に要する経費(税込10万円以上)

エ 補助条件 ・市が現地確認した住宅敷地
・今回の地震発生後に工事着手したものを含む

オ 補助金 対象経費(税込)の1/2 上限30万円(千円未満切り捨て)

カ 期間 1月17日(水)から受付開始

⑤ ブロック塀等除却補助金(市単独)

ア 対象物 コンクリートブロック等でできた高さ1m以上の塀、門柱

イ 対象者 対象物の所有者または管理者

ウ 対象工事 道路、通学路等公共の用に供する施設に面するブロック塀を全て除却または高さ1m未満にする工事

エ 補助金 対象物除却費用の1/2 上限10万円(千円未満切り捨て)

オ 期間 1月17日(水)から受付開始

(6) 避難状況

① 応急危険度判定による避難要請による避難

京ヶ峰地区 11世帯20人

※避難所：市内宿泊施設、親戚宅

② 避難者対応

避難者への説明

1月2日(火)から個別に相談対応

(7) 避難地区への対応

① 健康観察 1月11日(木)(京ヶ峰地区)

② 応急危険度判定調査の状況説明会

・日時 1月14日(日)14:00～

・会場 京ヶ峰会館

(8) 一般廃棄物（災害ごみ）の受入れ

- ① 受入期間 1月8日（月）から1月19日（金）
- ② ごみの種類 ガラス陶磁器類、屋根瓦、ブロック
※なお、木製家具、畳などの燃やせるごみは、減免申請により
清掃センターで処分可能
- ③ 持込場所 株式会社ツカダ運輸、株式会社大月、山本製材所株式会社
- ④ 持込方法 自己搬入 ※処分費は無料（市負担）
- ⑤ 受入実績
 - ・ガラス陶磁器類 約4トン
 - ・屋根瓦 約19トン
 - ・ブロック等 約44トン ※1/14時点

6 義援金

- 1月10日（水） 口座開設
- ・第四北越銀行 糸魚川支店
口座番号 普通預金 5043060
口座名義人 糸魚川市令和6年能登半島地震災害義援金
 - ・ゆうちょ銀行
口座記号番号 00160-7-636192
加入者名 糸魚川市令和6年能登半島地震災害義援金

問い合わせ先

1.1糸魚川市地震災害対策本部

電話：025-552-1511